

⑧ 特別支援学校教諭問題の解答について(注意)

- 1. 解答はすべて、別紙のマークシートに記入すること。
- 2. マークシートは、電算処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。また、マーク欄はもちろん、 余白にも不要なことを書かないこと。
- 3. 記入は、HBまたはBの鉛筆を使って、ていねいに正しく行うこと。(マークシート右上の記入方法を参照)消去は、プラスチック消しゴムで念入りに行うこと。
- 4. 名前の記入 名前を記入すること。
- 5. 教科名の記入 教科名に「特別支援学校教諭」と記入すること。
- 6. 受験番号の記入 受験番号欄に5けたの数で記入したのち、それをマークすること。
- 7. **解答の記入** ア. 小問の解答番号は1から45までの通し番号になっており、例えば、25番を **25** のように表示してある。
 - イ. マークシートのマーク欄は、すべて1から0まで10通りあるが、各小問の選択肢は必ず しも10通りあるとは限らないので注意すること。
 - ウ. どの小問も、選択肢には①、②、③……の番号がついている。
 - エ、各問いに対して一つずつマークすること。

(マークシート記入例)

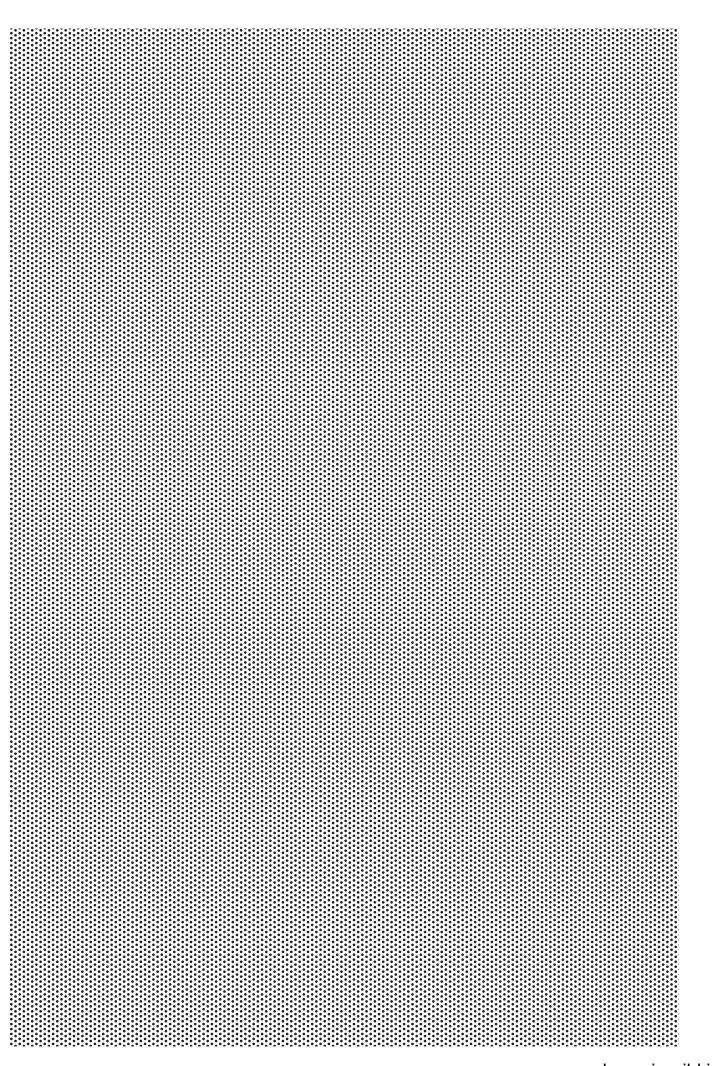
コリかけ コウベクロウ 名前末中戸太郎

教科名 特別支援学校教諭

数字で記入……

受験番号							
/	2	3	4	0			
0	0	0	0	•			
•	0	0	0	0			
0	•	(2)	2	2			
9	(3)	6	(3)	(3)			
0	2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	9	-	0			
6	(5)	6	6	6			
◎● ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑥	000000000000000000000000000000000000000	3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	9 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	● T Z B B B B C B			
Ø	0	0	0	0			
8	B	9 0	(8)	8			

小問番号			解		F #	Ċ.	_	欄			小問			解			2 .	٠.,	幱			小問			-	答
בינונ			Ţ	1	_	25	<u> </u>			_	世写			Ľ	26	-	5£]				番号			L	51
1	0	0	(3)		(5)	6	0	8	9	0	26	0	2	(3)	(a)	6	6	0	8	9	0	51	0	(2)	(3)	0
2	0	0	•	0	9	6	0	8	9	0	27	0	2	3	0	(5)	6	0	(8)	9	0	52	0	(2)	9	0
3	0	2	3	0	6	ŧ	0	8	9	0	28	0	2	(3)	0	6	6	0	(8)	9	0	53	0	(2)	9	0
4	0	(2)	3	0		6	0	8	9	0	29	0	2	3	0	(3)	6	0	(8)	9	0	54	0	(2)	9	0
5	0	•	(3)	0	(5)	6	0	(8)	0	0	30	0	2	3	0	6	6	0	(8)	9	0	55	0	(8)	(9)	0
6	0	0	3	(1)	9	6	0	(8)	9	0	31	0	2	3	0	6	6	(2)	(8)	9	0	56	0	2	9	(4)
7	0	3	(3)	(4)	6	0	Ô	0	9	0	32	0	2	(3)	0	(6)	6	0	(8)	(9)	6	57	0	2	(3)	0
8	0	2	(a)	0	6	6	0	(8)	(9)	0	33	0	(2)	(3)	9	6	6	0	(8)	9	0	58	0	(2)	(3)	(1)
9	0	0	(3)	0	6	6	7	8	0	0	34	0	8	(3)	0	0	(e)	0	8	0	0	59	0	9	3	0
10	0	8	(3)	(4)	6	6	0	8	9	0	35	0	2	(3)	9	6	6	7	(8)	(9)	0	60	0	(2)	(3)	0
11	0	2	(3)	(4)	6	6	0	(8)	(9)	0	36	0	2	(3)	(4)	(5)	6	0	(8)	(9)	0	61	0	(8)	(3)	(4)



【1】次の(1)~(4)の問いに答えよ。

- (1)次の文は、「障害者の権利に関する条約 第二条 定義」の一部である。適切なものを①~⑤から選び、番号で答えよ。
 - ① 「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)をいう。
 - ② 「言語」とは、あらゆる国や地域で使用されている音声言語や書記言語(方言も含む。)をいう。
 - ③ 「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、学校教育において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。
 - ④ 「合理的配慮」とは、国、都道府県、市町村が各管轄内において実施する、不特定の障害者を対象とした事前的措置であり、実施に当たって均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
 - ⑤ 「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計により、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。

- (2)次の文は、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について(通知)」(令和6年1月17日 文部科学省)「教育分野 2 初等中等教育段階 (3)相談体制の整備に関する留意点」の記述の一部である。(ア)~(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①~⑤から選び、番号で答えよ。
 - ○学校の校長(園長を含む。以下同じ。)は、特別支援教育の実施の責任者として、自らが特別支援教育 や障害に関する認識を深めるとともに、(ア)を発揮しつつ、特別支援学校のセンター的機能等も 活用しながら、次の体制の整備を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要で あること。
 - ○各学校の校長は、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、後述する(イ) や校内研修の企画・運営、関係諸機関や関係する学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員を「(ウ)」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。また、校長は、(ウ) が合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担うことに十分留意し、学校において組織的に機能するよう努めること。
 - ○学校においては、幼児、児童及び生徒・保護者等からの相談及び現に (エ)を必要としている旨の意思の表明を受けた学級担任や (ウ)等と本人・保護者との対話による合意形成が困難である場合には、(イ)を含む校内体制への接続が確実に行われるようにし、校長の (ア)の下、合意形成に向けた検討を組織的に行うことが必要であること。
 - ① (ア) 高度な専門性 (イ) 校内委員会 (ウ) 特別支援教育コーディネーター
 - (エ) 特別な教育的支援
 - ② (ア) リーダーシップ (イ) 職員会議 (ウ) 特別支援教育コーディネーター
 - (エ) 特別な教育的支援
 - ③ (ア) リーダーシップ (イ) 職員会議 (ウ) サポートティーチャー
 - (エ) 特別な教育的支援
 - ④ (ア) 高度な専門性 (イ) 校内委員会 (ウ) サポートティーチャー
 - (エ) 社会的障壁の除去
 - ⑤ (ア) リーダーシップ (イ) 校内委員会 (ウ) 特別支援教育コーディネーター
 - (エ) 社会的障壁の除去

- (3)次の文は、「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」(令和 4 年 4 月 2 7日 文部科学省)「第 4 通級による指導の更なる活用について」の記述の一部である。(ア)~(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①~⑤から選び、番号で答えよ。
 - ○通級による指導の実施形態については、「自校通級」、「(ア)」、「(イ)」それぞれの(ウ) の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な(ウ)の選択及び運用を行うこと。
 - (ゥ)の選択に当たっては、児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、自校通級や (イ)を一層推進することが望ましいこと。なお、通級による指導の充実に関しては、(ア)に係る児童生徒の移動にかかる時間や保護者の送迎の負担等を含め、今後文部科学省において、関係者の意見を聴取するなどして、より教育的な効果の高い運用の在り方について検討を行う予定であること。
 - ○また、地域全体で必要な指導を実施することができるよう、(エ)を超える学校の兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当であること。
 - ① (ア) 巡回指導 (イ) 他校通級 (ウ) 指導形態 (エ) 通学区域
 - ② (ア) 他校通級 (イ) 巡回指導 (ウ) 実施形態 (エ) 行政区
 - ③ (ア) 訪問指導 (イ) 巡回指導 (ウ) 指導形態 (エ) 通学区域
 - ④ (ア) 他校通級 (イ) 訪問指導 (ウ) 実施形態 (エ) 行政区
 - ⑤ (ア) 巡回指導 (イ) 訪問指導 (ウ) 指導形態 (エ) 通学区域

- (4)次の文は、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して〜全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現〜(答申)」(令和3年1月26日 中央教育審議会)「第Ⅱ部各論 4. 新時代の特別支援教育の在り方について」の記述の一部である。(ア)〜(オ)にあてはまる語句を①〜 ①から選び、番号で答えよ。
 - 障害のある児童生徒の様々な学びの場における学びの(ア)を高めるため、知的障害者である児童生徒に対する各教科等の在り方について検討を進めるとともに、各教科等の授業改善に向けた積極的な取組が求められる。
 - 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科において育むべき資質・能力を 着実に児童生徒に身に付けさせる観点から、国においては、各学校における指導の状況や学習者用デジ タル教科書の在り方に係る検討の方向性に留意しつつ、(イ)(知的障害者用)を作成することが必 要である。
 - 特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学校に (ゥ) を置く取組については、居住する地域との結び付きを強めたり、居住する地域の学校との (エ) を継続的に推進したりする上でも有意義であり、その一層の普及を推進することが重要である。
 - 特別支援学校は、障害のある子供やその家族が避難するための (オ) となることも想定されるが、その際には、個々の特別支援学校の事情に留意しつつ、地方公共団体が、人材の確保や備蓄等について必要な支援を行うことを検討する必要がある。こうした避難所としての観点からも、学校施設のバリアフリー化は重要である。

① インクルーシブ教育システム

② 著作教科書

③ 質

④ 福祉避難所

⑤ 交流及び共同学習

⑥ センター的機能

⑦ 副次的な籍

⑧ 寄宿舎

9 連続性

① 検定済教科書

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
4	5	6	7	8

【2】次の(1)~(6)の問いに答えよ。

(1)次の文は、「障害のある子供の教育的支援の手引~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの 充実に向けて~」(令和3年6月 文部科学省)における注意欠陥多動性障害に関する記述の一部である。 (ア)~(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①~⑤から選び、番号で答えよ。

① 注意欠陥多動性障害の概要

注意欠陥多動性障害(ADHD:Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)とは、年齢あるいは(P)に不釣合いな注意力又は(A)・(P)を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態である。通常(P0、歳になる前に現れ、その状態が継続するものであるとされている。注意欠陥多動性障害の原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

一定程度の不注意,又は(イ)・(ゥ)は,発達段階の途上においては,どの子供においても現れ得るものである。しかし,注意欠陥多動性障害は,不注意,又は(イ)・(ゥ)を示す状態が継続し,かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指す。

② 注意欠陥多動性障害の具体的な状態像

注意欠陥多動性障害とは、典型的には、年齢あるいは発達に不釣合いな程度において、以下のような不注意又は (イ)・(ゥ)の状態を継続して示し、それらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態を指す。

不注意

気が散りやすく、注意を集中させ続けることが困難であったり、必要な事柄を忘れやすかったりすること。

(1)

話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、思いつくままに行動 して他者の行動を妨げてしまったりすること。

(ウ)

じっとしていることが苦手で、過度に手足を動かしたり、話したりすることから、落ち着いて活動や課題に取り組むことが困難であること。

- ① (ア) 発達 (イ) 衝動性 (ウ) 多動性 (エ) 6
- ② (ア) 発達 (イ) 衝動性 (ウ) 多動性 (エ) 12
- ③ (ア) 発達 (イ) 多動性 (ウ) 衝動性 (エ) 6
- ④ (ア) 学年 (イ) 多動性 (ウ) 衝動性 (エ) 12
- ⑤ (ア) 学年 (イ) 衝動性 (ウ) 多動性 (エ) 6

(2)次の文は、「障害のある子供の教育的支援の手引~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの 充実に向けて~」(令和3年6月 文部科学省)における知的障害の状態等の把握にあたっての留意点に 関する記述の一部である。(ア)~(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①~⑤から選び、番号で答 えよ。

知的障害のある子供は、知的機能の発達の遅れから、他者との (ア)が困難であり、日常生活を送 るのに頻繁に支援を必要とする。そこで、適切な支援を行うために、他者とのやり取りを通して、有効な (イ)の手段や働きかけに対する理解の状況について見取ったり、着替え、摂食、排せつなどの (ウ)の状況を把握したりすることが必要である。その際、同年齢の友達と遊んだり、一緒に行動し たりすることができるかどうかということや、その年齢段階において標準的に要求される (エ)の能 力の状況などが基準となる。

- (イ) 学習支援 (ア) 意思疎通
- (ウ) ADL(日常生活動作)

- (エ) 学習や社会性
- ② (ア) 意思疎通 (イ) 学習支援
- (ウ) 自立

- (エ) 身辺処理
- ③ (ア) 意思疎通
- (イ) コミュニケーション (ウ) ADL (日常生活動作)
 - (エ) 身辺処理
- ④ (ア) 学び合い
- (イ) コミュニケーション
- (ウ) 自立

- (エ) 身辺処理
- ⑤ (ア) 学び合い
- (イ) コミュニケーション (ウ) ADL (日常生活動作)
- (エ) 学習や社会性

(3)次の文は、「障害のある子供の教育的支援の手引~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの 充実に向けて~」(令和3年6月 文部科学省)における肢体不自由に関する基礎的な情報の把握におけ る留意点に関する記述の一部である。(ア)~(エ)にあてはまる語句を①~⑧から選び、番号で答えよ。

就学前の肢体不自由のある子供が使用している (ア)には様々なものがあり、車椅子、歩行器 (前方支持と後方支持の2種類がある)、座位保持装置、つえ (両松葉づえと (イ)つえ (ロフストランド型)、短下肢装具又は靴型装具や足底装具などが使われている。

つえを使用して歩行をする子供の多くは、(ゥ) のみが可能で、時には安定性を欠くこともあり、 坂道と階段の昇降ができる者は少ない。また、つえと車椅子を併用する子供もいるが、自ら車椅子に移乗 することやブレーキ操作、車椅子の (エ) を操作して移動することができる者は少なくなっている。

これらの移動や姿勢を安定させるために必要な (ア)とその使用方法等を把握することは、合理的 配慮の検討や基礎的環境整備との関連においても大切なこととなる。

- ① グリップ ② 平地歩行 ③ T字 ④ ハンドリム
- ⑤ 歩行補助具 ⑥ 両側肘 ⑦ 補装具 ⑧ 前方歩行

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
11	12	13	14

(4)次の文は、「障害のある子供の教育的支援の手引~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの 充実に向けて~」(令和3年6月 文部科学省)における病弱・身体虚弱の子供の教育的ニーズに関する 記述の一部である。(ア)~(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①~⑤から選び、番号で答えよ。

乳幼児期に手術等を受けている場合には、その治療過程で運動や日常生活上での様々な制限を受けていることが多いため、学習の基礎となる体験が不足することがある。そのため、幼児期には、一対一での遊びや、集団での遊び、(ア)での生活などを経験させることが重要である。また、食物アレルギーの子供の中には、食べてはいけない食物を、分からないうちに食べて、その結果、アレルギー症状が出てしまい、身体を掻(か)きむしったり、泣き出したりすることがある。そのため、子供にも食物アレルギーについての基本的な知識を身に付けさせるとともに、自己管理できるように(イ)の必要性などについても、幼児期から指導することはとても大切なことである。

食物アレルギーは幼児期に症状が出なくなっても、就学後に別の食物(甲殻類等)で現れたり、子供によっては急に(ウ)となったりすることがあるので、学校では既往症や成育歴を確認しておくことが必要である。

また、近年は、小児が入院している病棟内で、入院中の幼児を対象とした保育や、ボランティア等による遊びが行われている所が増えてきている。このような保育は、主に (エー)やチャイルド・ライフ・スペシャリスト(以下「CLS」という。)等が行っている。

病弱・身体虚弱の子供への早期からの教育的対応については、病気の種類が多様であり、特定の病院に特定の病気の子供が多いなど、地域や病院により偏りがあるため、その必要性については、一律に述べることはできない。しかし、就学前に支援を受けていた病弱・身体虚弱の子供が、小学校や特別支援学校小学部に就学する際には、就学前の子供の病気の状態や課題などについて、認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等や医療関係者だけでなく、病院内で保育等を行っている(エー)やCLS等からも情報を得ることが重要である。

- (1) (ア) 家族の中 (イ) 食物制限
- (ウ) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

- (エ) 保育士
- ② (ア) 家族の中 (イ) 食物制限
- (ウ) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

- (エ) 児童自立支援専門員
- ③ (ア) 地域社会 (イ) 生活管理指導表
- (ウ) アニキサスアレルギー

- (エ) 保育士
- ④ (ア) 地域社会 (イ) 生活管理指導表
- (ウ) アニキサスアレルギー

- (エ) 児童自立支援専門員
- ⑤ (ア) 地域社会 (イ) 生活管理指導表
- (ウ) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

(エ) 保育士

(5)次の文は、「点字学習指導の手引」(令和5年改訂 文部科学省)における点字の学習と言語能力に関する記述の一部である。(ア)~(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①~⑤から選び、番号で答えよ。

視覚障害のある幼児児童生徒は、自分で体を動かし、自分の感覚でとらえて事物・事象や動作と言葉とを結び付けて認識することが困難な面がある。そこで、導入期の点字指導に際しては、事物・事象や動作と言葉とを対応させながら的確な(ア)を図ることに十分留意する必要がある。人間の発達過程で獲得していく諸機能の中で言語ほど環境からの影響を受けやすいものはないといわれている。例えば、保護者が子供の動作や表情からその要求をすぐにくみ取って対応してしまうと、子供が自分の要求を適切に表現する力が身に付かないといわれる。その逆に、子供に話し掛けることや子供の話を聞いてやらない場合には、話すことに対する(イ)や言葉を身に付ける機会が不十分となり、(ウ)の原因になることがある。また、視覚からの刺激や情報が得られないことは、言語活動への動機付けや強化の面で影響を受けることがある。したがって、点字学習の導入期並びに(エ)を通じて、言語能力の発達に影響を与えるさまざまな要因との関係を考慮に入れた指導計画の作成が必要である。さらに、点字学習の指導に当たっては、単に文字言語としての指導にとどまることなく、話し言葉との関連や言語の理解・表出をも含めた総合的な言語能力の向上を図るようにすることが大切である。

① (ア) 理解の促進 (イ) 動機付け (ウ) 言語発達の遅滞 (エ) 成長期

② (ア) 概念の形成 (イ) 動機付け (ウ) アタッチメント不足 (エ) 成長期

③ (ア) 概念の形成 (イ) 動機付け (ウ) 言語発達の遅滞 (エ) 展開期

④ (ア) 理解の促進(イ) 自信(ウ) アタッチメント不足(エ) 展開期

⑤ (ア) 理解の促進 (イ) 自信 (ウ) 言語発達の遅滞 (エ) 展開期

(6)次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて~」(令和3年6月 文部科学省)における「第3章 障害の状態等に応じた教育的対応 Ⅱ 聴覚障害 2 聴覚障害のある子供の学校や学びの場と提供可能な教育機能 (1) 特別支援学校(聴覚障害)」に関する記述の一部である。(ア)~(オ)に当てはまる語句を①~⑥から選び、番号で答えよ。

(1) 特別支援学校(聴覚障害)

① 特別支援学校(聴覚障害)の対象

対象となる障害の程度は以下のように示されている。

両耳の聴力レベルがおおむね (ア)デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの。

(学校教育法施行令(令和5年)第二十二条の三)

ここで、「補聴器等の使用によっても」の「等」とは、医学や科学技術の進歩に対応して、近年、重度の聴覚障害児への装用が普及している(イ)を指している。

また、「通常の話声」とは、人が通常の会話の中で使用する話し声のことであり、大声やささやき声とは区別して用いている。(イ)を装用しても、通常、話し声の理解のためには適切な教育的対応が必要であり、そのための場として、特別支援学校(聴覚障害)が役割を果たすことも考えられる。

「話声を解することが著しく困難」は、聴力レベルがおおむね (ア)dB以上の状態において、補 聴器等を使用しても、通常の会話における聞き取りができにくい状態を意味している。

② 特別支援学校(聴覚障害)の概要

特別支援学校(聴覚障害)には、一般的に幼稚部、小学部、中学部及び高等部が置かれている。教育の内容においては、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずるとともに、聴覚障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能や態度を育むために、「自立活動」が設けられている。「自立活動」の指導では、個別の指導計画に基づいて指導が行われるが、聴覚障害のある子供への指導内容は、幼稚部、小学部では(ウー)や言語発達に重点を置き、それ以降は、自立と社会参加を見据えた言語指導や情報の活用(読書の習慣、コミュニケーションの態度・技能など)、障害の特性についての自己理解や心理的な諸問題に関するものなどへと次第に移っていくことが多い。

各教科等の指導は、子供一人一人の実態等に応じて指導内容や指導方法を工夫することになっており、正確かつ円滑な意思疎通がなされるよう個別の指導計画に基づいて指導がなされている。

また、特別支援学校(聴覚障害)は、聴覚障害が比較的重い者が集団を形成しているため、自分だけが聞こえないという孤立感を味わうことはなく、障害の理解、(エー)がしやすい環境である。

施設設備の面では、(ウ) のための機器 (オージオメータ、補聴器特性検査装置、(オ)等) や、発音・発語指導のための鏡など、さらに、教科等の指導において、その理解を助けるための視聴覚機器 (大型モニター等) が用意されている。

 ① 補聴援助機器
 ② 聴覚活用
 ③ 70
 ④ 手話
 ⑤ 自己理解
 ⑥ 90

⑦ 社会性の獲得 ⑧ 60 ⑨ 聴力検査 ⑩ 人工内耳

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
17	18	19	20	21

【3】次の(1)~(5)の問いに答えよ。

(1)次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編(幼稚部・小学部・中学部)」(平成30年3月 文部科学省)に示された生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開(第1章第2節の2)のための留意点に関する記述の一部である。(ア)~(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①~⑤から選び、番号で答えよ。

情報化やグローバル化といった (ア)が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも、児童生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し (イ)と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通してそのために必要な力を育んでいくことを重視している。

こうした力は、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」そのものであり、加速度的に変化する社会にあって「生きる力」の意義を改めて捉え直し、しっかりと発揮できるようにしていくことが重要となる。このため、本項において「生きる力」の育成を掲げ、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を通して、児童生徒に(ウ)、豊かな心、健やかな体を育むことを目指すことを示している。なお、本項では(1)から(3)までにわたって、それぞれが(ウ)、豊かな心、健やかな体に対応する中心的な事項を示す項目となっていることに加えて、(4)として、特別支援学校に位置付けられている、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う(エ)の事項を示す項目もある。これらは学校教育を通じて、相互に関連し合いながら一体的に実現されるものであることに留意が必要である。

(1)	(ア)	社会的変化	(イ)	地域社会	(ウ)	確かな学力	(エ)	自立活動
-----	-----	-------	-----	------	-----	-------	-----	------

- ② (ア) 時代の変化 (イ) 地域社会 (ウ) 主体的な学び (エ) 自立活動
- ③ (ア) 社会的変化 (イ) 多様な他者 (ウ) 確かな学力 (エ) 自立活動
- ④ (ア) 時代の変化 (イ) 多様な他者 (ウ) 主体的な学び (エ) ライフスキル
- ⑤ (ア) 時代の変化 (イ) 多様な他者 (ウ) 確かな学力 (エ) ライフスキル

- (2)次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編(幼稚部・小学部・中学部)」(平成30年3月 文部科学省)に示された言語環境の整備と言語活動の充実(第1章第4節の1の(2))のための留意点に関する記述の一部である。下線部が適切なものを①~⑤から選び、番号で答えよ。
 - ① 児童生徒の言語活動は、児童生徒を取り巻く<u>生活環境</u>によって影響を受けることが大きいので、学校 生活全体における言語環境を望ましい状態に整えておくことが大切である。
 - ② 言語環境をはじめ学校教育活動を通じ、<u>文字</u>のみによる識別に頼った表示方法をしないなどの配慮も 必要である。
 - ③ 小学部の段階では、教師の話し言葉などが児童の<u>情緒面</u>に与える影響が大きいので、それを適切にするよう留意することが大切である。
 - ④ 中学部では、国語科の指導においてはもとより、その他の教科等においても、生徒による発表、討議、ノート記述、レポート作成などの言語活動を活発かつ適正に行わせ、豊かな<u>言語能力</u>を養っていくよう配慮していくことが大切である。
 - ⑤ 読書活動の充実や、前述の児童生徒の言語環境の整備のためにも、<u>読み聞かせ</u>の充実を図ることが重要である。

(3)次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編(幼稚部・小学部・中学部)」(平成30年3月 文部科学省)に示されたキャリア教育の充実(第1章第5節の1の(3))のための留意点に関する記述の一部である。(ア)~(エ)にあてはまる語句を①~⑧から選び、番号で答えよ。

特に、中学部の段階の生徒は、心身両面にわたる発達が著しく、自己の生き方についての関心が高まる時期にある。このような発達の段階にある生徒が、自分自身を見つめ、自分と社会とのかかわりを考え、将来、様々な生き方や進路の選択可能性があることを理解するとともに、自らの(r) で自己の生き方や進路を選択できるよう適切な指導・援助を行うことが必要である。ここでいう生き方や進路選択は、中学部卒業後の進学や就職について意思決定することがゴールではない。中学部卒業後も、様々なことを学んだり、(r) を積んだりしながら、自分自身の生き方や生活をよりよくするため、常に将来設計を描き直したり、目標を段階的に修正して、(r) に向けて努力していくことができるようにすることが大切である。なお、特別支援学校の中学部においては、自校の高等部に進学する生徒が多いことから、高等部で何を学ぶのか、しっかりとした (r) をもって進路の選択ができるよう、保護者と密接な連携を図りながら指導を進めていく必要がある。

① 意思と責任 ② 将来のキャリア ③ 価値観 ④ 自己実現

⑤ 目的意識 ⑥ 知識と経験 ⑦ 自己研鑽 ⑧ 職業経験

(ア) (イ) (ウ) (エ) 24 25 26 27

- (4)次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編(幼稚部・小学部・中学部)」(平成30年3月 文部科学省)に示された海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導(第1章第5節の2の(1))における配慮に関する記述の一部である。下線部が適切なものを①~⑤から選び、番号で答えよ。
 - ① 帰国児童生徒や外国人児童生徒一人一人の実態を的確に把握し、当該児童生徒が<u>日本語運用能力</u>を高め、学校生活において自己実現を図ることができるように配慮することが大切である。
 - ② 外国での生活や異文化に触れた経験や、これらを通じて身に付けた見方や考え方、感情や情緒、外国語の能力などの特性を、本人の<u>自立活動</u>における学習に生かすことができるよう配慮することが大切である。
 - ③ 相互啓発を通じて、互いに尊重し合う態度を育て、国際理解を深めるとともに、<u>情報化・少子高齢化</u>社会に生きる人間として望ましい能力や態度を育成することが大切である。
 - ④ 他の児童生徒についても、帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、外国につながる児童生徒と共に学ぶことを通じて、互いの長所や特性を認め、広い視野をもって<u>異文化</u>を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てるよう配慮することが大切である。
 - ⑤ 他の児童生徒についても、帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、外国につながる児童生徒が有する 外国語に触れたり、コミュニケーションを行ったり、外国語の背景にある生活や文化などについて相互 理解を深めたりするなど、交流及び共同学習を進める際に配慮を行うことが大切である。

- (5)次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編(幼稚部・小学部・中学部)」(平成30年3月 文部科学省)に示された学校相互間の連携や交流(第1章第6節の2の(2))のあり方に関する記述の一部である。適切でないものを①~⑤から選び、番号で答えよ。
 - ① 学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、児童生徒の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要である。
 - ② 学校間の連携としては、例えば、同一都道府県等や近隣の学校同士が学習指導や生徒指導のための連絡会を設けたり、合同の研究会や研修会を開催したりすることなどが考えられる。
 - ③ 交流及び共同学習は、障害のある児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有しているとともに、双方の児童生徒にとって、意義深い教育活動であることが明らかになってきている。
 - ④ 障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒が一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを 通じて教科等のねらいの達成を目的とする交流の側面と、豊かな人間性を育むことを目的とする共同学 習の側面があるものと考えられる。
 - ⑤ 交流及び共同学習は、児童生徒が他の学校の児童生徒と理解し合うための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。

【4】次の(1)~(5)の問いに答えよ。

(1)次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)」 (平成30年3月 文部科学省)に示された「第2章 今回の改定の要点 2 障害の捉え方と自立活動」 に関する記述の一部である。(ア)~(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①~⑤から選び、番号で 答えよ。

下肢にまひがあり、移動が困難な児童が、地域のある場所に外出ができるようにする指導を例に考えてみる。まず、実態把握においては、本人のまひの状態や移動の困難にだけ目を向けるのでなく、(P) の活用、周囲の環境の把握、コミュニケーションの状況などについて、実際に行っている状況や可能性を詳細に把握する。そして、このような生活機能と障害に加えて、本人の外出に対する意欲、習慣等や地域の(A)、周囲の人の意識等を明らかにし、(A) と障害に個人因子や環境因子がどのように関連しているのか検討する。このように実態を把握した上で、児童の(A) を目指す観点から指導目標を設定する。次に、指導目標を達成するために必要な指導内容を多面的な視点から検討するのであるが、その際、学習指導要領等に示された区分や項目を踏まえることが重要である。

- ① (ア) 移動手段 (イ) 社会的資源 (ウ) 機能不全 (エ) 成長
- ② (ア) 移動手段 (イ) バリアフリー環境 (ウ) 生活機能 (エ) 自立
- ③ (ア) 移動手段 (イ) バリアフリー環境 (ウ) 機能不全 (エ) 成長
- ④ (ア) ICT(イ) バリアフリー環境(ウ) 生活機能(エ) 自立
- (5) (ア) ICT (イ) 社会的資源 (ウ) 機能不全 (エ) 成長

- (2)次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)」 (平成30年3月 文部科学省)に示された「第6章 自立活動の内容 2 心理的な安定」に関する記述 の一部である。適切なものを①~⑤から選び、番号で答えよ。
 - ① 障害のある幼児児童生徒は、教室環境など様々な要因から、心理的に緊張したり不安になったりする 状態が継続し、学習に参加することが難しくなることがある。
 - ② 障害があることや過去の失敗経験等により、自信をなくしたり、情緒が不安定になりやすかったりする場合には、機会を見つけて自分の短所に気付くようにしたり、その短所を改善するように励ましたりして、活動への意欲を促すように指導することが重要である。
 - ③ 場所や場面が変化することにより、心理的に圧迫を受けて適切な行動ができなくなる幼児児童生徒の場合、スクールカウンセラーと一緒に活動しながら徐々に慣れるよう指導することが必要である。
 - ④ 障害による学習上又は生活上の困難を理解し、それを改善・克服する意欲の向上を図る方法は、障害の状態により様々であるが、指導を行うに当たっては、幼児児童生徒の指導目標や配慮事項を把握した上で指導内容・方法を工夫することが必要である。
 - ⑤ 障害に起因して心理的な安定を図ることが困難な状態にある幼児児童生徒の場合,同じ障害のある者 同士の自然なかかわりを大切にしたり、社会で活躍している先輩の生き方や考え方を参考にできるよう にして、心理的な安定を図り、障害による困難な状態を改善・克服して積極的に行動しようとする態度 を育てることが大切である。

- (3)次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)」 (平成30年3月 文部科学省)に示された「第6章 自立活動の内容 4 環境の把握」に関する記述の 一部である。適切でないものを①~⑤から選び、番号で答えよ。
 - ① 幼児児童生徒一人一人が置かれた環境に応じた指導方法を工夫し、得意なことをさらに伸ばすことができるよう指導するとともに、不得意なこともできる限り積極的に活用するよう指導することも大切である。
 - ② 固有覚や前庭覚の発達を促す指導においては、幼児児童生徒に「できた」という経験と自信をもてるようにし、自己を肯定的にとらえることができるようにすることも大切である。
 - ③ 個々の幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階、興味・関心等に応じて、将来の社会生活等に結び付くように補助及び代行手段の適切な活用に努めることが大切である。
 - ④ 聴覚障害のある幼児児童生徒の場合、補聴器等の装用により、保有する聴力を十分に活用していくための指導が必要である。
 - ⑤ 視覚, 聴覚, 触覚などの保有するいろいろな感覚やその補助及び代行手段を総合的に活用して, 周囲の状況を的確に把握できるようにすることが大切である。

- (4)次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)」 (平成30年3月 文部科学省)に示された「第7章 自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い
 - 4 指導方法の創意工夫」に関する記述の一部である。適切なものを①~⑤から選び、番号で答えよ。
 - ① 自立活動の指導の効果を高めるためには、児童生徒が積極的な態度で意欲的な学習活動を展開することが必要である。このためには、個々の児童生徒の実態に応じた具体的な方法を創意工夫することが大切である。
 - ② 児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等は多様である。このため、個別の指導計画を立てることが不可欠であると同時に、指導方法も保護者のニーズに応じたものでなければならない。
 - ③ 児童生徒の探求的な活動を促すためには、児童生徒が興味や関心をもって主体的に取り組み、満足感を味わうことのできるような指導方法を工夫することが大切である。
 - ④ 個々の児童生徒の実態に応じて、指導内容が明確にされ、次いで具体的な指導目標が設定され、それらを組織して個別の指導計画が作成されるが、それに基づいた指導に当たっては、それらの指導内容にふさわしい指導方法を工夫する必要がある。
 - ⑤ 児童生徒自身が、教師が与えた課題に自ら取り組むことができるように、指導の内容を工夫する必要がある。

(5)次の図は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」(平成30年3月 文部科学省)における「第7章 自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い」に示された、特別支援学校(聴覚障害)幼稚部3歳児に対して、やりとりをする力を育むための具体的な指導内容を設定するまでの例である。この例で提示されている幼児の実態として適切でないものを右の①~⑤から選び、番号で答えよ。

学部・学年	幼稚部・3歳児
障害の種類・程度や状態等	聴覚障害(重度で人工内耳を装用)
事例の概要	人工内耳の手術をした幼児に対し、やりとりをする力を育むための指導

- ① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集
- ・新生児聴覚スクリーニング検査の後、精密検査をした結果、両耳とも重度難聴(90dB以上)の診断を受けた。
- ・確定診断の後、両耳に補聴器を装用し、特別支援学校(聴覚障害)の教育相談を定期的に受けてきた。
- ・2歳4か月時に、人工内耳の手術を受けた。術後の人工内耳の調整は特に問題なく行うことができたが、日常生活の中で人工内耳を通した音になかなか慣れず、日常的に装用するまで時間がかかった。
- ・音がした際に反応することはあるが、音を聞き分けている様子はまだ見られない。
- ・発声は、明るくのびのびとした声が出るまでには至っていない。
- ・興味をもつと自分から行動したり、表情や指さしで伝えたりするが、言葉や身振りでの表現は見られない。
- ・周囲の様子をよく見ている一方で、友達の気持ちや場面にそぐわない行動をすることがある。

2 - 1	収集した情報(①)を自立活	f動の区分に即して整理する。	る段階		
健康の	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の	コミュニケー
保持				動き	ション
	・人工内耳を通して日常生活の中の音のもつ意味を捉えることが困難なため、周囲の状況が理解できず不安を感じたり、自分の判断と実際の出来事とに行き違いが生じてストレスを感じたりすることがある。 ・興味があることについては積極的に取り組む。	・周囲の人に対して興味をもつと自分から行ささしたり、表情やする。 ・周囲の様子をよく見ている。 ・友達の表情や行動みみ。 ・友達の表情をを読み取ることが困難である。	・人工内耳を日常的に 装用している。 ・人工内耳を通した音 に反応することがあ る。 ・音の違いや音声に意 味があることに気付 いておらず,音の違 いを聞き分けること は難しい。		・発声が周囲に伝わりやすいない。 ・言葉やよいで相手に伝えである。 ・相手の気味を表れる。 ・相手の気味を読み取ることが困難である。

|②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階

(できていること)

- ・興味をもったことについて、積極的に取り組む。(心)
- ・友達や先生の様子をよく見ていたり、絵を見て気付いたことを指さしや表情で表現したりする。(人・コ) (困難さに関すること)
- ・発声の声質や音・音声に意味があることにまだ気付いていない様子から、人工内耳を通して十分に聴覚活用ができていると判断できる状態には至っていない。(環・心)
- ・自分の気持ちを行動や表情で表すことはできるが、言葉や身振りで表現することはまだ難しい。(コ・心)
- ・見たことを自分なりに判断してしまい、友達の表情や行動から気持ちを読み取ることが難しいことがある。(心・人・コ)

②-3 収集した情報(□)を○○年後の姿の観点から整理する段階

- ・全体的に調和のとれた発達を促すためには、親子コミュニケーションを基盤とし、身近な人との関わりを通して安定した関係を築くことが必要。(コ・心・人)
- ・全体的に調和のとれた発達を促すため、言語面、認知面、心理面等のバランスのとれた発達を促すことが必要。 (コ・環・心)

③ ①をもとに②-1,②-2,②-3で整理した情報から課題を抽出する段階

- ・自分の気持ちや要求などを言葉や身振りで表現することはまだ難しい。(コ・心)
- ・人の行動やその場の状況から相手の気持ちを汲み取ることはまだ難しい。(心・人・コ)
- ・人工内耳を通した音を聴取する経験がまだ少なく、音・音声に意味があることに気付いていない。(環・心)

- ① 人工内耳を通して日常生活場面で接する音や音声のもつ意味を理解したり、周囲の状況の意味や変化を捉えたりすることが困難なため、不安やストレスを抱えることがある。
- ② 周囲の様子をよく見て、興味をもつと自分から行動したり表情や指さしで伝えたりしているが、時に相手の気持ちを的確に読み取ることができず、行き違いが生じることもある。
- ③ 人工内耳を通じた音の聞き分けや音の意味の把握の困難さがある。
- ④ 発声・発語の遅れや、それに伴う言葉や身振りで相手に自分の気持ちなどを伝えていくことの困難さがある。
- ⑤ 自分が興味をもっていないことに対しても、状況に応じて積極的に取り組む姿勢が見られる。

【5】次の(1)~(5)の問いに答えよ。

(1)次の文は、「小学校等における医療的ケア実施支援資料~医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために~」(令和3年6月 文部科学省)の「第2編 小学校等における受け入れ体制の構築 第1章 実施体制の整備」に関する記述の一部である。(ア)~(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①~⑤から選び、番号で答えよ。

小学校等において看護師等が医療的ケアを行うに当たって、教職員は、医療的ケアを小学校等において行う(ア)や必要な(イ)などについて理解するとともに、学級担任をはじめ教職員により行われる日常的な子供の(ウ)の把握を通じて、看護師等と必要な情報共有を行い、緊急時にはあらかじめ定められた役割分担に基づき対応することが、特に重要である。

また、教職員が、看護師等の管理下において、医療的ケア以外の支援、例えば、医療機械・器具の装着時に衣服の着脱を手伝ったり、医療的ケアを受けやすい (エ)等の補助を行ったりすることは可能であり、教職員と看護師等とが連携して医療的ケア児の支援に当たることが重要である。

- ① (ア) 社会的責務 (イ) 衛生環境 (ウ) 出欠状況 (エ) 姿勢保持
- ② (ア) 社会的責務 (イ) 合理的配慮 (ウ) 健康状態 (エ) 環境調整
- ③ (ア) 教育的意義 (イ) 衛生環境 (ウ) 出欠状況 (エ) 環境調整
- ④ (ア) 教育的意義 (イ) 合理的配慮 (ウ) 健康状態 (エ) 姿勢保持
- ⑤ (ア) 教育的意義 (イ) 衛生環境 (ウ) 健康状態 (エ) 姿勢保持

- (2)次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて~」(令和3年6月 文部科学省)の「第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス」に関する記述の一部である。(ア)~(エ)にあてはまる語句を①~⑧から選び、番号で答えよ。
 - (ア)教育委員会は、本人及び保護者から就学に関する意見聴取・意向確認を行うための就学相談に当たっては、それまでの間、本人及び保護者が就学先について考える時間を十分に確保しておくことが必要である。

また、実際の意見聴取・意向確認に当たっては、就学を希望する学校や学びの場における(イ)の 状況、提供可能な教育上の(ゥ)を含む必要な支援の内容等についても明確にしながら、(エ) に努めることが重要である。その際、「特別の教育課程」の編成に関することや、それぞれの学校や学び の場を通した子供の育ちの見通しなどの事例についても、確認することも必要である。また、子供が、そ の年齢及び能力に応じ、かつ、その障害の状態等を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、地域の教育資源等をどのように活用できるのかという情報を提供することも必要である。

- ① 都道府県 ② 建設的対話 ③ 基礎的環境整備 ④ インクルーシブ教育システムの推進
- ⑤ 研修の実施 ⑥ 市区町村 ⑦ 年間指導計画 ⑧ 合理的配慮

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
36	37	38	39

(3)次の文は、「特別支援教育におけるICTの活用について」(令和2年9月 文部科学省)に関する記述の一部である。障害種によるICTの活用方法について適切でないものを①~⑤から選び、番号で答えよ。

(1)

障害種:視覚障害

ICTの活用: 視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、児童生徒が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにするなど、児童生徒の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。

(2)

障害種:聴覚障害

ICTの活用: 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

(3)

障害種:知的障害

ICTの活用:児童生徒の知的障害の状態や学習状況、経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

(4)

障害種:肢体不自由

ICTの活用:児童生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、拡大教材や聴覚的に情報を獲得しや すい教材・教具の活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に 活用し、指導の効果を高めるようにすること。

(5)

障害種:病弱

ICTの活用:児童生徒の身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

(4)以下の文は、「障害のある子供の教育支援の手引~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの 充実に向けて~(令和3年6月 文部科学省)」「IX 学習障害」の一部である。(ア)~(エ)にあては まる語句を①~⑧から選び、番号で答えよ。

学習障害のある子供については、就学してから、その学習上の困難が (ア)することが多い。しかし、文字や数字を扱う場面が少ない幼児期においては、周囲から気付かれる可能性は低いものの、学習障害の傾向があることに気付くことは不可能ではない。

就学前においては、遊びや生活の中で数量や図形、文字などに親しむ体験を重ね、これらに興味や関心、感覚をもつようになったり、言葉による伝え合いを楽しんだりして、学習に必要な基礎的な力を養う時期である。このような時期に、文字の読み書きに興味を示さなかったり、文字をなかなか覚えなかったり、絵を描くときに時間がかかったりするなどの兆候が見られた際には、気付いた時点で専門家に相談し、(イ)の中で数量や文字などに関する興味や関心、感覚などを育むことができるような機会を積極的に設けると効果的な場合がある。また、読み書きに興味は示さなかったとしても、読み聞かせを通して、語感を楽しんだり、本の楽しさを味わったりすることで、語彙や知識の拡大など、学習に必要な基礎的な能力を築き上げることも重要である。このように、就学前に保護者や関係者で気付きを共有し(ウ)につなぐことは重要である。

その際、学習に必要な基礎的な能力を育てることを共有することが大切であり、すぐに結果を求めたり、子供の気持ちに寄り添うことなく技能の習得をねらって訓練的に何度も強いたりすることがないように配慮する必要がある。

学習障害のある子供の学びの場は、基本的には (エ) となるが、学習上の困難さに対して早期から対応できるよう、幼児期から発達の諸側面に対する気付きや、その発達に応じた必要な支援を行うことが重要である。そして、このことがその後の子供の学習面にも大きな影響を及ぼす可能性があることを、保護者や療育機関等と共通理解を図るとともに、早期発見と早期からの教育的対応、就学先への円滑な移行支援を行うことが大切である。

① 顕在化 ② 家庭内 ③ 特別支援学級 ④ 潜在化

⑤ 遊び ⑥ 早期支援 ⑦ 日常 ⑧ 通常の学級

(ア) (イ) (ウ) (エ) 41 42 43 44

- (5)以下の文は、「障害のある子供の教育支援の手引~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの 充実に向けて~」(令和3年6月 文部科学省)についての記述である。話し言葉の流暢性に関わる障 害の指導内容として適切でないものを①~⑤から選び、番号で答えよ。
 - ① 子供が「楽に話せた」という感触を得ることができるような経験を重ねる指導。
 - ② 声が詰まって出てこなくなったときにどうすればよいかについての指導。
 - ③ 子供と教師との温かな人間関係の中で、自分自身や吃音について話し合うなどして吃音に向かい合い、自分の考えや見方を整理し、見直し、本来の自己を再発見することができるような指導。
 - ④ 子供自身が「吃音は悪いことではない」と実感したり、主体的にコミュニケーションをしようとしたりする指導。
 - ⑤ 子供と教師との温かな人間関係を前提とし、自分が得意な場面を想定して特定の語音を繰り返し練習したり、緊張の高い場面から低い場面へと段階的に練習したりする指導。

特別支援

正答・配点一覧表

問番号	解答番号	正答	配点
1	1	1)	4
(2)	2	(5)	3
(3)	3	2	3
(4) T	4	9	2
イ	5	2	2
ウ	6	7	2
工	7	(5)	2
才	8	4	2
[2](1)	9	2	2
(2)	10	3	3
(3) ア	11	7	1
イ	12	6	1
ウ	13	2	1
工	14	4	1
(4)	15	1	3
(5)	16	3	3
(6) ア	17	8	1
イ	18	0	1
ウ	19	2	1
工	20	(5)	1
才	21	1	1
[3](1)	22	3	4
(2)	23	4	4
(3) ア	24	1)	3
1	25	8	3
ウ	26	4	3
工	27	(5)	3
(4)	28	4	5
(5)	29	4	5
[4](1)	30	2	6

(2)	31	(5)	6
(3)	32	1	6
(4)	33	1)	6
(5)	34	(5)	6
[5] (1)	35	(5)	2
(2) ア	36	6	1
1	37	3	1
ウ	38	8	1
工	39	2	1
(3)	40	4	3
(4) ア	41	1)	2
1	42	(5)	2
ウ	43	6	2
工	44	8	2
(5)	45	(5)	3